

社会福祉法人の運営 help !!

第 11 回 拠点区分 拠点区分とは

(1) 拠点区分とは

拠点区分とは財務諸表作成に関して、実施する事業の会計管理の実態を勘案して設けた会計の区分（会計基準第 1 章 6）です。

拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって 1 つの拠点区分とする。（注解 3）（運用指針 4）となっています。

一体として運営される施設等をひとつの拠点区分とし、予算管理（＝会計管理）は拠点区分を単位として行うというものです。

ただし法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとするとされています。

この部分が運営指針「4 拠点区分及び事業区分について」に書かれています。

収益事業は必ず別の拠点区分とします。

公益事業は社会福祉事業と一体的に実施されているものは同じ拠点区分に含めます。それ以外のもは別の拠点区分とします。拠点区分より上位の区分（事業区分）で別れているので当然分けることとなります。

(2) 拠点区分の原則的な方法

法令上の事業種別は「拠点区分の原則的な方法」に書かれています。

実際にはここに書かれているとおりに拠点区分を設定することになります。

(ア)	生活保護法第 38 条 第 1 項に定める保護 施設	第 38 条 保護施設の種類は、左の通りとする。 一 救護施設 二 更生施設 三 医療保護施設 四 授産施設 五 宿所提供施設	それぞれの施設ごと(同一種類の施設を複数経営する場合は、それぞれ
(イ)	身体障害者福祉法第 5 条第 1 項に定める 社会参加支援施設	この法律において、「身体障害者社会参加支援施設」とは、 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設 をいう。	れの施設ごと)に独立した拠点区分
(ウ)	老人福祉法第 20 条 の四に定める養護老 人ホーム	養護老人ホーム は、第十一条第一項第一号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする。	とするものとする。

(工)	老人福祉法第 20 条の五に定める特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。
(オ)	老人福祉法第 20 条の六に定める軽費老人ホーム	軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（第二十条の二の二から前条までに定める施設を除く。）とする。
(カ)	老人福祉法第 29 条第 1 項に定める有料老人ホーム	<p>有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施設の名称及び設置予定地 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地 三 条例、定款その他の基本約款 四 事業開始の予定年月日 五 施設の管理者の氏名及び住所 六 施設において供与される介護等の内容 七 その他厚生労働省令で定める事項
(キ)	売春防止法第 36 条に定める婦人保護施設	第三十六条 都道府県は、要保護女子を收容保護するための施設（以下「婦人保護施設」という。）を設置することができる。
(ク)	児童福祉法第 7 条第 1 項に定める児童福祉施設	この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
(ケ)	母子及び寡婦福祉法第 39 条第 1 項に定める母子福祉施設	母子福祉施設の種類は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> 一 母子福祉センター 二 母子休養ホーム
(コ)	障害者自立支援法第 5 条第 12 項に定める障害者支援施設	この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。
(サ)	介護保険法第 8 条第 25 項に定める介護老人保健施設	この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設をいう。

(シ)	医療法第1条の5に定める病院及び診療所(入所施設に附属する医務室を除く)	この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。 2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。	
(ア)～(シ)以外の社会福祉事業及び公益事業	(ア)～(シ)まで以外の社会福祉事業及び公益事業については、原則として、事業所又は事務所を単位に拠点とする。 なお、同一の事業所又は事務所において複数の事業を行う場合は、同一拠点区分として会計を処理することができる。 当該施設((ア)～(シ)の施設)で一体的に実施されている(ア)～(シ)まで以外の社会福祉事業又は公益事業については、前の規定にかかわらず、当該施設の拠点区分に含めて会計を処理することができる。		

(ア)～(シ)の施設はそれぞれ独立した拠点区分とします。

(ア)～(シ)以外の社会福祉事業・公益事業はそれぞれ拠点とするのが原則ですが、同一の事務所等において複数の事業を行う場合には同一拠点区分とすることが出来ます。

また(ア)～(シ)の施設で一体的に実施されている場合には(ア)～(シ)の施設の拠点区分に含めて会計処理をすることが出来ます。

詳しくお知りになりたい場合にはご連絡ください

E-mail h-murata@yamadasougou.co.jp

電話 03-3694-6091

担当 村田

